

令和 7 年度

---

濁川地区

---

農地耕作条件改善事業工事

---

(水路工)

特記仕様書

---

森 町  
農 林 課

## 目 次

### [施工条件]

- 1. 工程関係
- 2. 用地関係
- 3. 環境対策関係
- 4. 安全対策関係
- 5. 工事用道路関係
- 6. 仮設備関係
- 7. 建設発生土関係
- 8. 建設副産物関係
- 9. 北海道循環資源利用促進税について
- 10. 工事支障物件等関係
- 11. 支給品、発生材及び貸与品
- 12. 再使用品
- 13. その他の事項
- 14. 面工事施工箇所に関する特記仕様書
- 15. 面工事部分使用特記仕様書
- 16. 再生骨材の特記仕様書
- 17. 既設路盤材に関する特記仕様書
- 18. すき取り土再利用に関する特記仕様書
- 19. 中間検査に関する特記仕様書
- 20. 工事施行成績評定に関する特記仕様書
- 21. 現場技術員等の配置に関する特記仕様書
- 22. 簡易総合評価落札方式に関する特記仕様書
- 23. 歩掛実態調査・間接工事費等諸経費動向調査に関する特記仕様書
- 24. 除雪に関する特記仕様書
- 25. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間に関する特記仕様書
- 26. 歩掛見積りに関する特記仕様書
- 27. 工事に関する試行に関する特記仕様書
- 28. 購入土の運搬に関する特記仕様書
- 29. 面工事工区移行に関する特記仕様書
- 30. ブロック製作工事の部分使用に関する特記仕様書
- 31. 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進に関する特記仕様書
- 32. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の設計変更に関する特記仕様書

注) 上記施工条件の■は、該当する場合、□は、該当しない場合を示す。  
なお、該当しない場合、1～13は「該当なし」と表示、14以降については資料を添付していない。

# 第1章 総 則

## I 総 則

本工事の施工に関しては、本特記仕様書によるほか、北海道農政部制定の「農業土木工事共通仕様書」及び関係法規・規則等を遵守して行うものとする。

## II 概 数

- 1 工事数量総括表に、概数表示された数量は概数であり、必要に応じて設計変更する。  
なお、設計上、過大な出来高に対して変更するものではない。
- 2 この工事では、設計変更図書の作成（設計変更図書の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。
- 3 概数にかかる工事の施工に当たっては、必要に応じて施工図面等を作成のうえ、工事監督員と着手前に十分協議をすること。
- 4 付帯工の位置の変更等により新たに必要となる項目については、概数確定の対象とする。
- 5 土工量の確定に伴い新たに必要となる項目については概数確定の対象とする。

## III 施工条件

該当するものについて、次ページ以降に□にレ点又は○印で示してある。  
ただし、該当なしの項目について、現地調査の結果や営農計画により、施工条件に変更が生じた場合は、工事監督員と協議を行うこと。

## IV 設計図書

- 1 添付図面については、A3縮小版で編纂を行っている。
- 2 土工の考え方の詳細については、工事数量算出要領(農政部事業調整課HP最新版 2.2土工)による。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nn-koji/sekkei-hp/sek-suuryou.htm>

## V 参考図

該当 ○印	明 示 事 項
○	1. 「参考図」と示した図面は、発注者が想定した工法・材料等を記したものであり、これに示されている事項については、受注者の施工方法等を拘束するものではない。
	該当なし

## VI その他

1. 工程関係

該当 ○印	明 示 事 項	施 工 条 件	
	1. 他の工事開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある。	関連工事 開始時期 完了時期 着手可能 特記事項	
○	2. 施工時期・施工時間及び施工方法が制限される。	制限要因 特記事項	営農作業時期（米の収穫） 排水路工事の着手は10月1日から施工可能
	3. 工事目的物に、部分使用がある。	該当部分 使用時期 特記事項	
	4. 他官庁からの特定条件がある。	諸条件等 特記事項	
	5. 余裕ある工期を設定している。	全体工期 実工事期間 余裕期間 特記事項	
	6. 施工開始日を設定している。	施工開始日 特記事項	
	該当なし		

## 2. 用地関係

該当 ○印	明 示 事 項	施 工 条 件	
	1. 工事用地等に、手続き中の部分がある。	位 置 等	
		処 理 予 定	
		特 記 事 項	
○	2. 工事に伴う仮設用地を確保している。	仮 設 目 的	仮設道路、ヤード
		確 保 場 所	別添図面のとおり
		土 地 所 有	民地の占用
		使 用 条 件	立入り防止柵、安全施設の設置
		特 記 事 項	工事完了後、現状回復を行い地権者との確認を行うこと。
	該当なし		

工事仮設用地等の返還に関して、地権者との確認後、北海道農政部事業調整課HPに示す様式に基づき工事監督員に提出すること。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=874975>

## 3. 環境対策関係

該当 ○印	明 示 事 項	施 工 条 件	
○	1. 工事に伴う公害防止（騒音・振動・汚濁・粉塵等）のため、施工方法、機械設備、作業時間に制限がある。	該 当 箇 所	残土・諸資材等運搬路
		防 止 対 策	粉塵防止
		施 工 方 法	散水防塵処理
		実 施 機 関	令和6年10月1日～令和7年3月31日まで
		特 記 事 項	
	2. 工事の施工に伴い、特に第三者に被害を及ぼすことが懸念され、事前・事後に調査が必要である。	影 響 事 項	
		調 査 範 囲	
		調 査 方 法	
		特 記 事 項	
	3. 工事区域に特定外来生物（植物）が確認されているため、施工計画書に防除計画書を添付の上、工事監督員に提出すること。	特 定 外 来 生 物	
		生 育 箇 所	
	該当なし		

#### 4. 安全対策関係

該当 ○印	明 示 事 項	施 工 条 件	
	1. 交通安全施設を指定している。	安全管理 配置場所 特記事項	
	2. 交通誘導警備員Bの配置を行う。	配置場所 特記事項	
	3. 交通誘導警備員Aの配置を行う。	特記事項	
	4. 購入客土において土取場を指定していないが、交通誘導警備員を計上している。	配置場所等 特記事項	
	5. 鉄道・ガス・電気・電話・水道等の施設と近接しているので、施工方法・作業時間に制限がある。	制限箇所 工法指定 時間制限 特記事項	
	6. 落石・雪崩・土砂崩壊等に対する防護施設が必要である。	必要対策 対策工法 特記事項	
	7. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置を指定する場合、又は発破作業に制限がある。	対象箇所 保安対策 時間制限 特記事項	
	8. 交通規制	通行止め等	
○	該当なし		

5. 工事用道路関係

該当 ○印	明 示 事 項	施 工 条 件	
	1. 工事用資材等の経路、使用期間等に制限がある。	経路指定 時間制限 特記事項	
	2. 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である。	補修処置 補修材料 特記事項	
	3. 工事のために一般道路を占有する。	占有範囲 占有期間 特記事項	
○	該当なし		

## 6. 仮設備関係

※該当欄に○印のある項目の詳細は、3-2章仮設工特記仕様書による

該当 ○印	明 示 事 項	施 工 条 件				備 考
		項 目	仮設区分 (該当○印)			
			指 定	任 意	条件明示	
	1. 仮 設 道 路	用地使用条件			○	
		埋設物処理方法				
		設 置 位 置			○	
		起 終 点				
		線形、幅員、構造				
		安 全 施 設				
		規 制 条 件				
		期 間				
		撤 去 の 有 無				
		敷 砂 利				
		敷 鉄 板			○	W=3m
○	5. 仮 締 切 工	補 修 砂 利				
		設 置 位 置				
		構造（協議案件時）			○	小型土のう
		水位（協議案件時）				
○	6. 水 替	設計流量（断面）				
		設 計 延 長				
		排 水 量			○	
	該当なし					

## 7. 建設発生土関係

該当 ○印	明 示 事 項	施 工 条 件	
○	1. 捨土が発生する。	処 理 場 所	森町字濁川
		処 理 範 囲	別添図面のとおり
		運 搬 経 路	別添図面のとおり
		運 搬 距 離	2km
		特 記 事 項	1箇所に集積し、土量確認後に敷均しする。
	2. 流用土の搬出がある。	搬 出 場 所	
		搬 出 土 量	
		搬 出 距 離	
		特 記 事 項	
	3. 流用土の搬入がある。	搬 入 場 所	
		搬 入 土 量	
		搬 入 距 離	
		特 記 事 項	
	4. 流用土の一時保管がある。	保 管 場 所	
		搬 出 土 量	
		搬 出 距 離	
		特 記 事 項	
	5. すき取りふるい後の残土が発生する。	特 記 事 項	
	6. 泥土 (産業廃棄物に該当しないもの)	保 管 場 所	
		搬 出 土 量	
		搬 出 距 離	
		特 記 事 項	
	該当なし		

- 1) 上記により難しい場合は、変更することがある。
- 2) 施工計画書に「再生資源利用促進計画書」を添付し、その実施状況の記録を工事完成図書として提出すること。
- 3) 特に定めない事項については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、工事監督員と協議すること。

## 8. 建設副産物関係

### 1 廃棄物

該当 ○印	明示事項 廃棄物の種類	積算上の施工条件		
		搬出処理施設名	所在地	運搬距離
	すき取り物			
	抜根物			
	泥土			
	アスファルト塊	8-2. 「建設リサイクル法に係る対象建設工事」による。		
○	コンクリート塊	8-2. 「建設リサイクル法に係る対象建設工事」による。		
○	建設木くず	8-2. 「建設リサイクル法に係る対象建設工事」による。		
○	廃プラスチック			
○	金属くず			
	建設汚泥			
	アスベスト			
	該当なし			
留意事項		1) ここで示すすき取り物とは草等のことであり、泥土とは、産業廃棄物として処分する場合を指す。 2) 一時保管を行う場合の掲示看板記載例は、農業土木工事共通仕様書の「参考資料2」による。		

※ マニフェストの工事監督員への提示により、適正な処理の流れと量の確認を得ること。ただし、完成検査時には原本を持参すること。

- 1) 上記の施工条件により難しい場合は、変更することがある。
- 2) 上記の各処理施設は積算上最寄りの施設であり、その他の処理施設へ搬入をする場合には、受入条件等を確認の上、適正に処理を行うこと。また、施工計画書に産業廃棄物処分業許可証等の写しを添付し、工事監督員の承諾を得ること。
- 3) すき取り物・金属くずの処理については、施設への搬入前に事前に単位当たりの処理数量(t、m<sup>3</sup>等)の確認を行い、報告すること。

### 2 建設リサイクル法に係る対象建設工事

- 1) 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルト・コンクリート塊）は、下表のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。

なお、処分場所は積算上の明示条件であり、処分場所を指定するものではないため、受注者が提示する処理施設と異なっても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項で変更が生じた場合は必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

また、工事状況・再資源化等施設の状況等により、変更が必要な場合は、その理由書並びに必要な資料を提出の上、変更等について工事監督員と協議すること。

特定建設資材廃棄物	処分場所	運搬距離 (片)	処理方法	受入条件
コンクリート塊		km	再資源化・最終処分	粒径 〇〇cm以下
コンクリート塊 (二次製品)		km	再資源化・最終処分	
アスファルト塊		km	再資源化・最終処分	粒径 〇〇cm以下
発生木材 (抜根・伐木除く)		km	再資源化・焼却施設・ 最終処分	長さ 〇〇cm以下

※ 処分場所は、受入可能な施設のうち、積算上運搬費も含めて最も経済的な処理施設を想定している。

- 2) 受注者の都合により再資源化等施設の変更を行った場合、施設変更後に搬出数量の変更を行うときは、当初設定した施設を基準として「受入費」、「運搬費」の費用確定を行うこととなる。

## 9. 北海道循環資源利用促進税(以下、「循環税」という)について

該当 ○印	明 示 事 項
	1) 当該工事では、産業廃棄物を現場から直接、最終処分をする場合の循環税相当額を計上している。
	2) 当該工事では、産業廃棄物を現場から中間処分場を経て最終処分をする過程で発生する残さについて、循環税相当額を計上している。
○	該当なし

## 10. 工事支障物件等関係

該当 ○印	明示事項	施 工 条 件					
	支障物件	施設管理者	位置	管理者と の協議	移設時期	工事 方法	立会の 要 否
	北 電 柱						
	N T T 柱						
	地下ケーブル						
	上 水 道 管						
	立 木						
○	該当なし						

特 記 事 項	
---------	--

## 1 1. 支給品、発生材及び貸与品

該当 ○印	明 示 事 項					施 工 条 件
	区分	品名	規格	数量	単位	
						発生場所、保管場所及び保管方法等
○	該当なし					

※発生材料調書を提出することとし、処理方法について決定後必要に応じて設計変更で対応する。

## 1 2. 再使用品

当該工事で発生する下記のものは再使用または一時保管する。

該当 ○印	区 分	施 工 条 件	
	再 使 用 品	既設資材の再使用は、利用計画表（別紙-3）による。	
	一 時 保 管	下記により発生した既設資材は、集積場所に運搬すること。	
		発生路線	
		規格	
		区間	
		期間 その他	
○	該当なし		

※再使用可能の確認方法等については、事前に工事監督員と十分打合せを行うこと。

